

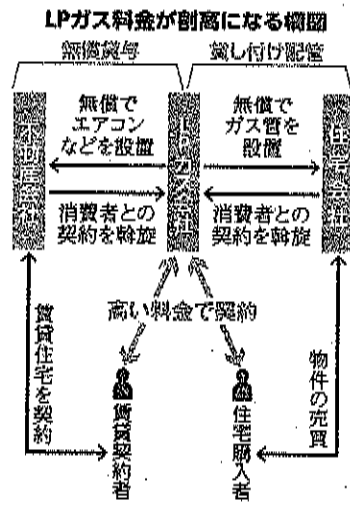
# LPガス代 設備費上乗せ

## 業界慣行 内訳説明義務なし

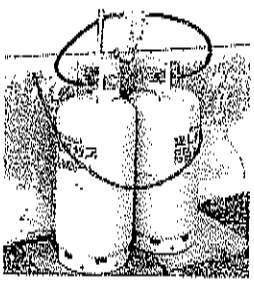
高層ビルやアパートに設置したガス配管や給湯器などの費用を、月々のガス料金に数千円上乗せして徴収する慣行が、LPガス（プロパン）ガスの業界で流れている。消費者がガス会社を定選しようとするに高額の違約金を求められることもある。経済産業省は料金体系を透明化するよう業界に求めている。▼3面＝割高料つけめ構造

## 料金差2倍超 解約違約金も

LPガスは都市ガスの配管網がない地方を中心に、国内の約4割の世帯が使っている。ボンベなどで供給されている。この慣行は業界内で、戸



建てでは貸し付け配管と呼ばれ、LPガス会社が住宅内のガス管を無償で設置する。アパートでは「無償貸付」といわれ、各部屋の給湯器やガスコンロ、エアコンなども無償で設ける。住宅会社や不動産会社は設備費用を負担しなくて済む見返りとして、住宅購入者や賃貸契約者にガス会社と契約を結ぶよう勧誘する。家の購入者や賃貸住宅の入居者は、ガス会社が設備を所有する場合、利用料を



毎月のガス代に上乗せして払う。料金の内訳の説明はガス会社に義務づけられておらず、水準も差がある。十分な説明を受けず割高な契約を結ぶ人が多いという。国民生活センターに寄せられるLPガスについての苦情や相談は2020年度に約2千件あった。北海道生協連などによる20年秋の調査によると、学生向け賃貸住宅のLPガスでは、従量料金（月5立方

倍）月額4500円、基本料金も同2・4倍（同1485円）の割高があった。一方、LPガス大手によると、戸建てでは設備の利用契約期間が20年間などの長期に及ぶこともあり、「解約時の違約金は20万円程度が多い」（幹部）という。都市ガスの料金は長らくこの認可が必要で、自由に価格を決められなかったため、このような慣行は広がっていない。

こうした慣行について業界を所管する経済産業省はかねて問題視してきた。17年にはガス会社に対し、ホームページなどで料金体系を明示するよう求める規約を制定。今年6月には不動産業界を所管する国土交通省と連携し、集約住宅を紹介する際に料金体系を説明するよう求める通知を出した。ただ、慣行自体の見直しは求めておらず、規定や通知は努力目標にとどまる。全国LPガス協会は「本来は設備の費用を混ぜず、ガス料金として契約すべきだ」としたうえで、「ガス会社は住宅会社の下請けのよきな存在だ。費用負担を求められたら、のまざるを得ない」と説明している。

は、不動産会社とガス会社が消費者のいないところで契約内容を取り決め、ガス会社同士の競争が阻害されていると指摘。「ほとんど消費者が高い料金で契約し、疑問すら持てておられないのではないか。経産省も不透明な契約慣行を廃止するよう指導すべきだ」と指摘している。  
(古坂大介、伊藤弘毅)

# 割高ガス 気づげぬ構造

## 不動産会社に便宜 業者収益下支え

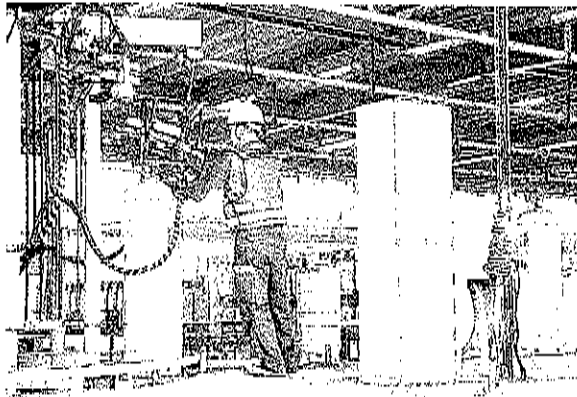
「貸し付け配管」や「無償貸与」と呼ばれる慣行がLPGガス業界で長く続いている。ガス会社はガス管や給湯器などを無償で住宅に設置する代わりに、消費者とのガス供給契約を独占する。割高なガス料金を請求されていても、消費者は気づきにくい構造がある。

北海道内に本社を置くLPGガス販売会社の幹部は、会社で9月に受けた一本の電話が忘れられない。その主は、通信機器販売業者の営業担当。道内の都市部にある賃貸マンションへのガス供給を確保するとして、条件が示された。

ガス会社は、①貸付用の十数箇所にガスを使う給湯器のほか、ガスとは無関係のエアコンと灯油ストーブなどを設置する。②1室あたり6万円の「紹介料」を物件所有者に支払う。③物件所有者の自宅にも同様の設備や路面の凍結を防ぐ「ロードヒーター」や洗浄便座、インターホン、無線LAN機器などを新たに付ける。

この担当者は、物件所有者に対してガスや通信の契約先を自社に切り替えさせようとしていた。ある大手不動産仲介業者と組み、条件をのむガス会社を探していたのだという。

機器の代金や設置費用は



LPGガスはボンベに充填（じゅうてん）されて供給される＝2016年、大分市

するなどで回収する仕組みだ。業界では「無償貸与」と呼ばれる慣行だが、このLPGガス会社は申し出を断った。幹部は「うちはずいぶん慣行から距離を置いているが、貸付が主力の零細業者では、まず断ることは難しい」と話す。

こうした慣行は、業界で長く続いてきた。LPGガス市場は1960年代の普及期から自由化されておき、ガス会社間の競争が起るはずだった。しかし、中小零細が多く、事業規模が大きいガス会社に価格面では太刀打ちできない。そこで密を閉じ込み手段として、不動産会社に便宜を図って供給契約を独占する方法が広がった。

ある中小LPGガス会社は慣行を「弱者にとって数少ない

**LPGガス（液化石油ガス）**

家庭向けは成分のほとんどがプロパンのため、「プロパンガス」とも呼ばれる。供給エリアがガス管のある都市部に限られる都市ガスと違い、ガスボンベで運ぶため全国で供給できる。地方を中心に全国の約4割の世帯が利用している。価格競争を前提に自由化されており、料金は各ガス会社が設定する。災害に強く、避難所や仮設住宅へ早く設置できる。経済産業省は持ち運びや貯蔵が簡単な点を評価し、石油と同様にエネルギー供給の「最後のとりで」と位置づけている。

ない販促ツールだ」と説明する。消費者にとってガス料金は「公共料金」という意識が強い。そのため、請求額に疑問を持つ人は多くないからだ。

建て売り主力の住宅会社や物件を仲介する不動産会社にとっても好都合だった。LPGガス会社が無償で設置する機器は、ガスだけでなく、エアコンや洗浄便座などにまで広がった。ガス会社から設備の提供を受けることで、住宅会社などの負担は減り、収益を下支えする結果を生み出した。

ただ、こうした構造は消費者には見えない。いろいろな費用がガス料金に混ぜ込まれているのに、その詳細が明示されず、ガスの契約者自身が何にいくら支払っているのか把握しにくい例が少なくないからだ。わかりにくい料金体系のため、本来支払うべき設備利用料を超える額のお金を支払っている消費者も多いとみられる。

東日本のあるLPGガス業者は言う。「業界内の一部の事業者にとって、『お客さん』といえは不動産業者や物件のオーナー。消費者のことはない」

### 「努力」求める罰則なし

ただ、「消費者不在」によるトラブルは放置されてきたわけではない。公正取引委員会は1999年、LPGガスの取引慣行に関する実態調査を実施。報告書で、料金の詳細を消費者に示さないのは競争の面で進ましくなく、こうした慣行で客の移動が制限される場合は独占禁止法上の「問題を生じおそれがある」と指摘。経済産業省も、慣行を撤廃すべきだとした。

経産省は2017年、LPGガスの「取引適正化ガイドライン」を改定し、販

業者には標準的なガス料金メニューをホームページなどで明示するよう要請。ガス料金に設備費用が含まれている場合、契約書に明記することも求めた。今年6月には、国土交通省と連携し、集合住宅の入居希望者に事前にLPGガスの料金表を示すよう周知した。

ただ、いずれも業界に対して「努力」を求めるもので強制力はなく、罰則もない。経産省も現場の実態を把握しきれずにいる。

一方、ガス業界では、消費者へ契約内容を明示する動きが一部にあるものの、「経産省の指導付きを得た」として、慣行自体は温存されている。

（伊藤弘毅、古賀大己）